

公益財団法人とよなか国際交流協会 2015（平成27）年度 事業計画

<はじめに>

公益財団法人とよなか国際交流協会（以下、協会とする）は、「地域における市民の主体的な参加による人権尊重を基調とした多文化共生社会を創出する事業」を掲げ、2006年4月よりとよなか国際交流センターの指定管理者となり、2012年3月に公益認定を受けることで、豊中市からの信頼と大阪府からの公益財団として認知されることになりました。協会はこの信頼と責務を全うするために、指定管理者及び公益財団法人の名にふさわしく、より一層、未来に向かって平和で平等な社会の創造に寄与していくことを大きな方向性に据えています。

2012年7月から外国人登録が廃止され、住民基本台帳に日本人とほぼ同様に「外国人住民票」が登録されるようになった一方で、外国人住民票も在留カードも交付されない非正規滞在者等のカテゴリーの外国人が出てくるなど、公的なサービスから除外され、声をあげたりすることができない「見えない」存在としての外国人が生まれています。政府は、加速する少子高齢化による介護・保育・家事労働分野での人手不足や東北震災復興事業・東京オリンピック開催に向けての労働力不足を解消するために、大規模な外国人労働者の受け入れを表明しています。ただ、昨今の外国人労働者が抱える社会問題を鑑みると、その対応を単なる労働力としないために、セフティーネットの整備や地域での共生支援策を充実させ、共に生きる生活者として丁寧に受入れる体制を創ることが求められます。

このような中で、豊中市では2000年に策定した「国際化政策推進基本方針」を継承発展させるため、“人権文化のまちづくりをすすめる協議会”を中心に検討を進め、2014年2月に「多文化共生指針」が策定されました。豊中市における多文化共生のまちづくりを推進するにあたって、外国人の支援・居場所づくり、市民啓発および国際交流機能等を果たしている国際交流センターの役割は増々重要になっています。地域に根差す協会としては「見えない」存在としての外国人に細心の注意を払うと同時に、市民とともに多文化共生社会を創生することが求められています。

今年度は今期指定管理期間の最終年の5年目となり、ある意味では「まとめの年」となると同時に、次期指定管理を見据えた「新たな年」となります。この機に、多様な文化や人が尊重される豊かで魅力あるまちづくりの実現のために、地域で国際交流活動や多文化共生社会を目指されている様々な市民団体・個人とつながり、豊かなまちづくりのためのゆるやかなネットワークを紡いでいきます。そして、豊中の地で長年に渡って活動をしている国際交流団体をはじめとし、男女共同参画、環境、福祉などを掲げ地域活動を推し進めている市民活動団体との連携を更にすすめ、豊中の地から活力ある活動を展開していきます。また、今年度も引き続き、未来を担う世代を育成する「若者支援事業」の更なる拡充を図り、持続可能な活動へつながるための礎を築いていくことに重点を置いていきます。

協会は今後とも、多文化共生社会の実現に向けて、集い・つながり・共生する『チームとよなか』の一員として、国際交流と多文化共生の推進のためのハブ的役割を担っていきます。

1. 多様な人々が尊重される地域づくり

公正で平和な地域社会を築くために相互の違いを認め合い、文化的な価値の多様性を尊重する地域社会をつくるために、外国人と日本人が相互交流し協働する場の構築や環境整備、関連するセミナーや講座を通じて国際理解の促進や次世代の担い手育成等に取り組む。

1-1. 市民主体の国際交流活動推進事業

【財源：指定管理受託料収入】

市民一人ひとりが多文化と共生できる社会をつくるために行動することができるよう、特に外国人当事者の視点から市民の国際交流活動が推進される環境整備を行う。

(1) 情報サービス

多言語を含む必要な新聞・雑誌、書籍、フリーペーパーなど国際交流に関する情報の収集と提供をする。お知らせコーナー、図書コーナー、コミュニケーションボード、「世界の絵本」コーナーの設置運営をする。ニュースレターをはじめ、ウェブサイト、フェイスブックなどの SNS やラジオを駆使し、場所や活動を周知させていく。

＜対象＞：国際交流活動に関心を持つ一般の方及び外国人

(2) 市民協働推進

市民活動、福祉、男女共同参画、環境、国際などにかかわる中間支援団体による、分野を超えた連携・協働のしくみづくりを推進するほか、国際交流にかかわる市民団体への支援および協働を推進する。

＜対象＞：中間支援団体および市民団体

(3) 留学生・ホストファミリー

近隣の大学と日本学生支援機構大阪日本語教育センターの留学生たちと、ホームビジットの形で半年から1年間の交流をマッチングし、ホストファミリーが参加できる催事を年3～4回企画する。またホストファミリーと留学生の交流が深まるように財団の助成を得て交流事業を充実させる。

＜対象＞：国際交流活動に関心を持つ一般の方

1-2. おとな国際事業

【財源：指定管理受託料収入】

外国人がおかれている社会的状況について日本人側が明確に認識し、課題解決にむけて分野を越えて協働していけるよう、外国人市民と日本人市民の出会いや交流、双方が関係を結べる機会を提供する。

(1) にほんご活動

日本人や外国人など参加者のニーズにあわせた多様なにほんご交流活動を開催する。

＜対象＞：日本語活動参加を希望する日本人および外国人

事業名	日 時		場 所
もっともつつかえるにほんご	毎週月曜	10:00～12:00	とよなか国際交流センター
とよなかにほんご・木ひる	毎週木曜	13:30～15:30	とよなか国際交流センター
とよなかにほんご・金あさ	毎週金曜	10:30～12:00	とよなか国際交流センター
にちようがちゃがちゃだん	毎週日曜	10:00～12:00	とよなか国際交流センター
おかまち・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立岡町図書館
しょうない・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立庄内図書館
せんり・おやこでにほんご	毎週火曜	10:00～12:00	市立千里図書館

(2) 多文化共生推進事業

世界の文化について様々な切り口で学ぶセミナーやワークショップの開催、また、地域の外国人が必要な地域情報にアクセスできるよう通訳を養成して派遣を行う。

<対象>：多文化共生の取り組みに関心のある方

1-3. 持続可能な地域づくり事業

【財源：事業収入、賛助会費、寄付金収入】

外国人日本人を問わず多様な価値観を持つ人びととともに民主的な社会をつくるために不可欠な理念・知識・技能を学び、それらが地域課題や地域貢献のための行動へと促進されるよう、さまざまな機関との連携・協働に取り組む。

(1) メディア・リテラシー市民ゼミナール

国際的な視点を取り入れたメディア・リテラシー市民ゼミナールの開催やメディア・リテラシーを進める研究機関などとの連携を実施する。

<対象>：関心のある一般の方

(2) ESDとよなか

国連が提唱する持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）などに関するセミナー、ワークショップ、体験学習の実施。学校などへの国際理解の講師派遣。防災・清掃・文化交流などを切り口とした外国人と日本人が協働して地域課題に取り組むような地域貢献活動などを実施する。

<対象>：関心のある一般の方及び外国人

1-4. 持続可能な人づくり事業

【財源：指定管理受託料収入】

市民活動を推進する人びとが、地域での公的機関としての役割を認識し、活動の裾野をより広げることができるよう、国際交流活動の担い手育成のための学び・学びほぐしの場を、さまざまな機関との連携・協働して定期的に設ける。

(1) ボランティア養成・研修

■協会にほんご活動のボランティアなどになるための講座を開催する。

<対象>：関心のある一般の方

多文化子育てボランティア養成講座	おかまち・おやこでにほんご／しょうない・おやこでにほんご／せんり・おやこでにほんご／多文化保育にこにこ などのボランティアになるための講座
にほんごボランティア養成講座	もっともっとなつかえるにほんご／とよなかにほんご木ひる／とよなかにほんご・金あさ／にちようがちゃがちゃだんなどのボランティアになるための講座

■世界・日本・社会といった広い視野と時代の流れを見据えながら、地域課題の中で自分たちの位置を自覚し、解決に向けて行動できるような学びや対話の場を、関係機関と連携しながら提供し、次世代の担い手育成を行う。

<対象>：関心のある一般の方

1-5. 子ども国際事業

【財源：指定管理受託料収入】

次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化を、体験を通して具体的に学ぶことができるように、異文化理解・国際理解の機会を提供する。

(1) おまつり地球一周クラブ

年数回程度、さまざまな国や地域をテーマに取り上げた参加体験型の国際理解プログラムを地域の外国人や子どもたちと一緒に実施する。なかでも、特に日本にもっとも身近な国、韓国を取り上げた学びの機会を提供する。

<対象>：小学生・中学生とその保護者

(2) 韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい

外国人の中でも市内で最も数の多い韓国・朝鮮にルーツをもつ子どもたちを対象に、月1回程度韓国・朝鮮の文化に触れ、学べる機会を提供する。

<対象>：韓国・朝鮮につながりをもつ小学生・中学生

2. 周縁化される外国人のための総合的なしくみづくり

社会参加が困難な立場にある外国人が日本人と同等に主体的に地域づくりに参加していけるよう、乳幼児から高齢者まで世代を分断することなく総合的な外国人支援を行う。最終的に社会参加が困難な立場にある外国人が、日本人と同等に主体的に地域づくりに参加することができるようになることを目指す。

2-1. おとなサポート事業

【財源：指定管理受託料収入】

外国人市民対応にあたる多言語スタッフやカウンセラーを配置し、すべての事業とつながりながらサポートシステムとして機能できるようにし、かれらが主体的に地域社会に参加できる機会などを他の事業とも連携させながら創出していく。特に自立のための就労に関する相談については雇用労働課との協力体制をつくっていく。

(1) 相談サービス事業

外国人のための一般生活相談および外国人女性専用電話相談を実施する。相談に対応する多言語スタッフ、ならびに相談全体のコーディネーター兼女性相談カウンセラーおよび就労相談コーディネーターを配置し、別途必要な通訳や翻訳作業を行うと同時に、相談の質を高めるために必要なリソースを配備する。

＜対応言語＞日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、ドイツ語、フィンランド語

＜対象＞：外国人および一般の方

また、相談スタッフが中心的となって、地域に住む外国人が自国文化を発表する機会の創出をととしてエンパワメントを図る。一年に数回程度、外国の文化や食といったテーマで地域の人々が多様な価値観に接し、相互理解を促進するイベントを創出する。

＜対象＞：外国人および一般の方

(2) 緊急雇用創出基金事業

医療福祉サービス分野における在住外国人の就労定着事業及び在住外国人就労支援多言語スタッフ養成モデル事業として豊中市より委託されている。

就職を目指す外国人と事業者へのサポートをしていくために、訓練の場・働く場で効果的なサポート、パーソナル・サポートなどサポート業務に精通している人材を育成し、就職を促進するモデル事業を行い、OJT、Off-JT を通じて、必要なスキルの取得を援助し、在住外国人が活躍できる場への就職につなげる。また、就労を希望する外国人のみならず、使用者側の双方に対応できる支援人材を養成する。

＜対象＞外国人

2-2. 子どもサポート事業

【財源：指定管理受託料収入】

「子どもの権利条約」に掲げられている権利の主体として差別を受けないように、外国人の子どもに対する支援および相談事業を行う。特に子どもと関係する行政機関や教育関係者とも連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの総合的な事業を創っていく。

(1) 多文化子ども・保育

外国にルーツをもつ子どもを対象とした保育活動を、親の日本語学習（とよなかにほんご・木ひる、金あさ）と並行して行う。保育活動を通じて孤立しがちな外国人家庭の子どもが社会性を身に付ける機会とすることを目的とする。

＜対象＞：就学前の外国にルーツを持つ子ども

(2) 子ども母語

毎月第2・4日曜日に母語教室を開催し、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるようになるよう支援する。また、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所作り、エンパワメントを行う。

＜開講クラス＞ 中国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語

＜対象＞：外国にルーツを持つ子ども（小学生以上）

(3) 学習支援サンプレイス

毎週日曜日に、外国にルーツをもつ子どもを対象に居場所作りを行う。子ども母語も兼任するコーディネーターを置き、大学生・大学院生ボランティアが運営する。活動内容は宿題など学習支援、日本語支援、表現活動、相談など子どものニーズに沿って対応する。行事や企画事業なども随時行う。

＜対象＞：外国にルーツを持つ子ども（小学生～高校生）

3. 学校とつながってつくる豊かな未来

学校教育の中に多文化共生を推進する拠点がハード・ソフトともに自律的につくられていくことを目指し、「外国にルーツを持つ子どもたちの権利保障」と、多文化共生を推進する次世代の子どもたちの育成を、教育委員会や学校等と連携・協働して取り組む。

3-1. 小学校英語外国語体験活動事業

【財源：市教育委員会英語外国語体験活動受託料収入】

市内の小学生が異なる文化を持つ人びとの存在を通して国際理解や共生していく態度を育むとともに、外国語を使用してコミュニケーションを図る積極的な態度を身につけることを目的に、協会のさまざまな事業に関わる外国人サポーター（ボランティア）や教育委員会との協働によって実施する。豊中市市民公益活動推進条例の施行にともなう提案公募型委託事業により、2006年度より小学校英語外国語体験活動事業受託団体として実施している（平成27年度応募予定）。

- ①豊中市教育委員会との協働で、豊中市立小学校の3年生から6年生に英語外国語体験活動を実施する。
 - ②体験活動を実施できる外国人ボランティアおよびそのコーディネーターを配置して事業を運営する。
- <対象>：市内の全小学校、3年生から6年生までの児童

3-2. 国際教育推進事業

【財源：指定管理受託料収入】

豊中市で長年行ってきた帰国児童生徒教育、在日コリアン児童生徒教育、渡日児童生徒教育の取り組みを、「豊中型国際教育」として総合的につなげるシステムづくりを、教育委員会や学校等と連携・協働しながら構築する。協会の地域における多文化共生の拠点としての実績を活かした学び・調査・研究を実施する。

- ①文部科学省委嘱モデル事業(2006～2008年)に始まり、国際教育推進プロジェクト(2009年)に続いて、国際教育推進協議会(2010年～)となった協議会に今後も参加し協議を進める。
 - ②「国際教育フォーラム」への協力や「ユネスコ・スクール」など地域として支援していく。
- <対象>：豊中市教育委員会および豊中市立小中学校、幼稚園

3-3. 多文化子どもエンパワメント事業

【財源：文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業助成】

外国にルーツをもつ子ども・若者たちが、自分たちの背景を肯定的に捉え、それらを積極的に表現できるような場を学校内外につくるために、教育委員会や学校をはじめとした関係諸機関、諸団体と連携・協働しながら、現状把握・ニーズ調査を行い、それらに対応できるような支援や事業を実施する。

- ①学校教育内で対応しきれていない子どもの日本語指導を行う人材育成と教室運営(週3回 月・木・土)を教育委員会とNPOとの連携の中で行う。
- ②外国にルーツを持つ子どもたちが主役になるまちづくり「たぶんかミニとよなか」をはじめとするさ

まざまな表現活動を、若者たちと子どもとの実行委員会形式で開催する。

③義務教育課程を過ぎた未成年の外国人の居場所づくり、若者についての認識を、地域のネットワークを作りながら共有し、必要な支援を実施する。

<対象>：外国にルーツを持つ子どもや若者たち

4. 施設管理受託事業

【財源：指定管理受託料収入】

とよなか国際交流センター貸室業務は、事業目的である、国際交流の機会提供及び参加促進の事業、国際理解及び国際化に関する啓発・研修事業、国際協力に関する事業、在住外国人に呈する支援事業などを推進していく活動ならびに同様の国際交流を目的として使用する一般市民を対象に行うものとする。同目的での利用がなく部屋が空いている場合は、利益目的でない限りにおいて一般利用者にも貸室を行う。

貸室の利用代金に関する収入はすべて豊中市に納めるものとする。